

保険ご利用のしおり

2023年1月現在
(W01019Y305)
2301-32669

「三菱UFJ-VISA（一般）」のご利用を前提として、「海外旅行傷害保険」は出国前に海外旅行代金等をお支払いされた場合、「ショッピングセイバー」は国内・海外を問わず商品を購入された場合に限り適用されます。
※ICクレジットカード・スーパーICカードとも、クレジットカード（機能）でのお支払いに限らせていただきます。

三菱UFJ-VISA会員の皆さまのために、三菱UFJニコス㈱が契約者となった東京海上日動火災保険㈱の海外旅行傷害保険および動産総合保険（ショッピングセイバー）を付帯しております。このしおりは、保険契約の内容や保険金請求のお手続きについてご説明したものです。ご一読の上、保管されますようお願いいたします。ご旅行の際は緊急時に備えて、このしおりと、旅行代金等を「三菱UFJ-VISA（一般）」でお支払いされたことを確認できる書類の写しをぜひご携帯ください。保険金請求に際しては、しおりの内容にしたがってお手続きをお願いいたします。

海外旅行傷害保険



この海外旅行傷害保険は、出国前に「三菱UFJ-VISA」で旅行代金等をお支払いされた場合のみ適用対象となります。出国前に旅行代金等の当該お支払いがなく、出国後に海外にて旅行代金等の当該お支払いをされた場合は、対象となりませんのでご注意ください。

※保険適用となる「補償期間」および「旅行代金等のお支払い」は以下の通りです。

「補償期間」とは、カード入会日の翌日以降、海外旅行の目的を持って住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本出国の前日の午前0時から日本入国の翌日の午後12時までの期間をいいます。1回の旅行につき日本国を出発した日の翌日から数えて90日間です。ただし、被保険者が日本国を出国する以前に公共交通乗用具*1または募集型企画旅行*2の料金を当該クレジットカード（機能）により支払ったとき、あるいは被保険者が日本国を出国する以前に公共交通乗用具*1または募集型企画旅行*2の予約を行い、かつ、その料金を当該クレジットカード（機能）により支払ったとき以降の旅行期間とします。「旅行代金等のお支払い」とは、公共交通乗用具*1または募集型企画旅行*2の料金のお支払いをいいます。

*1公共交通乗用具とは……………対象となる旅行のために利用する公共交通乗用具で、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。ただし、上記に該当しても以下のような決済の場合を除きますのでご注意ください。「運賃」の概念に該当しない決済（例、空港利用税のみの決済等）・搭乗する乗用具や利用区間を特定できない決済（例、乗り放題きっぷ等）・「当該旅行」のためではない決済（例、通勤用定期券等）

*2募集型企画旅行とは……………旅行業法第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。

補償内容

担保項目	傷 害	疾 病	賠償責任	携 行 品 損 害	救 援 者 費 用
死亡・後遺障害	治療費用	治療費用			
保険金額	死 亡 500万円 後遺障害 20万円~500万円	30万円	1,000万円 (免責1,000円)	10万円 年間 100万円限度 (免責3,000円)	年間50万円限度
保険金をお支払いの場	被保険者（三菱UFJ-VISA会員、以下同様とします。）が補償期間*中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合。 <small>(注)</small> 事故の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りま	被保険者が、補償期間*中の偶然な事故によるケガがもとで医師の治療を受けられた場合。 <small>(注)</small> 1 特定の感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症に加え命令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。また、保険の対象になる方が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。 <small>(注)2</small> ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用を除きます。	被保険者が、補償期間*中に感染した特定の感染症がもとで、補償期間*終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 <small>(注)</small> 以下のものを含みます。 ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ・ホテルの客室および客室内の動産(セフティボックスのキーおよびルームキーを含みます)。 ・住居等居住施設内の動産（ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。）	補償期間*中に携行品（カメラ、カバン、衣類など）が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 <small>(注)</small> 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。 ※ 次のものは含まれませんのでご注意ください。 現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、各種書類、サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具または付属品、居住施設内（一戸建て住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。）にあるもの、業務用機器、別送品 など	被保険者が、補償期間*中に①被った事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、補償期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の治療を開始した場合に限りま
お支払いの保険金	①死亡された場合…500万円(被保険者の法定相続人にお支払いします。) ②後遺障害が生じた場合…その程度に応じて、保険金額(500万円)の4%~100%をお支払いします。 <small>(注)</small> ①でお支払いする保険金は、保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合においては、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	1回のケガ、病気につき次の費用のうち実際に支出した金額で、東京海上日動火災保険㈱が妥当と認められた金額をそれぞれ30万円を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。) ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。(ケガの場合のみ対象となります。) ④入院のために必要となったa国際電話料等通信費、b身の回り品購入費。 (ただし、1回のケガ、病気につき、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令にもとづき、公的機関より消費を命じられた場合の消毒費用。(病気の場合のみ対象) <small>(注)</small> 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象となりません。	1回の事故につき、1,000万円を限度として損害賠償金をお支払いします。 また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 <small>(注)1</small> 1回の事故ごとに損害賠償金のうち1,000万円(免責金額)は自己負担していただきます。 <small>(注)2</small> 賠償金の決定の際には、事前に東京海上日動火災保険㈱の承認が必要となります。	1旅行につき10万円を限度とし①携行品1つあたりの損害額が10万円を超える場合は、そのものの損害額を10万円とみなします。②保険の対象が乗車船券等である場合において、保険の対象の損害額の合計額が5万円を超える場合は、そのものの損害額を5万円とみなします。③保険の対象が旅券の場合には、損害額が5万円を超える場合は、そのものの損害額を5万円とみなします。(損害額とは修理費、または時価額のいずれか低い方をいいます。)また、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再発給費用（現地で負担した場合に限りま	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で東京海上日動火災保険㈱が妥当と認めた費用を年間50万円を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費（3名分限度） ③救護者のホテルなど宿泊施設の客室料。(救護者1名につき14日分まで、3名分限度) ④救護者の渡航手数料費、現地での諸雑費（20万円限度）。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遺体処理費用。(50万円まで) <small>(注)</small> 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。

担保項目	傷 害	疾 病	賠償責任	携 行 品 損 害	救 援 者 費 用
死亡・後遺障害	治療費用	治療費用			
保険金をお支払いできない主な場合	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ●無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運転。 ●脳疾患、心臓喪失、妊娠、出産、早産、流産、不妊症によるケガ。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ●旅行開始前、終了後に発生したケガ。 ●被保険者が危険なスポーツ活動中の事故。 など	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ●妊娠、出産、早産または流産が原因の病気、不妊症。 ●歯科疾病。 ●旅行開始前に発病した病気(既往症)。 ●山岳登山中の高山病。 ●日本国外においてカイロプラティック、鍼または灸の施術者による治療を必要とした場合の費用。 ●レーシック手術 など	たとえば、 ●被保険者の故意。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●汚染物質に起因する賠償責任。 ●罰金、違約金、懲罰的賠償額に対する賠償責任。 ●職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任。 ●親族に対する賠償責任。 ●航空機、船舶、車両、銃器(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用の中のスノーモービルを除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ●受託品に関する賠償責任。 など	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●差し押え、破壊等の公権力の行使。(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での銃の破壊を除きます。) ●無免許、酒気帯び、麻薬等使用中の運転。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●携行品のかしままたは自然の消耗、さび、変色、虫喰い。 ●携行品の置き忘れまたは紛失。 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。 ●ウインドサーフィン・サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具または付属品の損害。 ●山岳登山、ハングライダーなどを行っている間に生じた用具の損害。 など	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●けんかや自殺(死亡された場合を除きます。)、犯罪行為を行うこと。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ●妊娠、出産、早産または流産が原因の病気、不妊症による入院。 ●歯科疾病による入院。 ●無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院。 など

他に同種の保険契約がある場合のお支払い保険金について

保険項目	他の個人クレジットカード付帯保険	他の法人クレジットカード付帯保険	任意加入の海外旅行傷害保険
傷害死亡後遺障害	合計額ではなく、複数のカード付帯保険のうち最も高い保険金額を上限としたお受取金額となり、他の付帯保険と併せてお支払いします。		各保険のお支払い金額の合計がお受取金額となります。
その他の補償項目	傷害死亡・後遺障害以外の各種保険金（治療費用・携行品損害等）は、各保険金額の合計を限度額として、その範囲内で実際の損害額をお支払いします。		

※法人クレジットカード 申込人が法人、団体または個人事業主（以下「法人等」といいます。）であって、カード利用代金の支払いが法人等によって行われるものまたはカード利用代金の支払債務が法人等によって補償されているものをいいます。

死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者（三菱UFJ-VISA会員）の法定相続人となります。受取人のご指定はできません。

ショッピングセイバー



国内・海外のご利用を問わず、「三菱UFJ-VISA」にて購入された商品が破損したり、盗難、火災などの損害を被った場合に適用いたします。

補償内容

担保項目	保険金額（年間限度額）	補 償 期 間	自 己 負 担 額
保険金をお支払いする場合	100万円	購入日よりその日を含めて60日間	1回の事故につき10,000円
保険金をお支払いできない主な場合	「三菱UFJ-VISA」を保有する本人会員並びに家族会員が、「三菱UFJ-VISA」にて商品を購入し、購入日よりその日を含めて60日以内にそれらの商品が破損・盗難・火災等の偶然な事故により損害を被った場合。 保険対象者は補償の対象となる商品に正当な権利をもって所有している方。	三菱UFJ-VISA会員1名あたりの年間限度額を100万円とし、「三菱UFJ-VISA」のご利用額あるいは購入店の領収証に記載された商品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額）から、自己負担額10,000円（免責金額）を控除した金額を限度にお支払いします。他の保険契約からも保険金が支払われる場合、他の保険契約で支払われた保険金を差し引いた残額に対し保険金をお支払いします。	次のような原因により生じた損害。 ①戦争（宣戦の有無を問わず。）その他の変乱に起因する損害。 ②差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。 ③補償の対象となる商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損害。 ④補償の対象となる商品のかじりに起因する損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかったかじりによって生じた事故に起因する損害を除く。 ⑤核燃料物質（使用済燃料を含む。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害。 ⑥被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者（保険金受取人）の故意または重大な過失に起因する損害。ただし、損害が、保険金受取人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、保険金受取人の受け取るべき金額についてのみ適用。 ⑦被保険者と同一世帯の親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合はこの限りでない。 ⑧加工（修理を除く。）を施した場合、加工着手に生じた損害。 ⑨修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除く。 ⑩電氣的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除く。 ⑪詐欺または横領に起因して生じた損害。 ⑫置き忘れ（置き忘れ後の盗難を含む）または紛失に起因する損害。 ⑬地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。 ⑭台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。 ⑮補償の対象となる商品の液体の流出（香水・化粧品等）。 ⑯補償の対象となる商品の受取前の損害。 など
補償のない主な商品	①船舶（ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機（ヘリコプターおよび飛行船を含みます。）、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハンドグライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ③義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ④現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶の乗車券・定期券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。）、旅行用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに準ずるもの ⑥動物および植物 ⑦携帯式電子機器（携帯電話、PHS、スマートフォン、ポケットベル等の通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末、ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品) ⑧食料品 ⑨ソフトウェアまたはプログラム等無体物 ⑩不動産 ⑪ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人ヘリおよびこれらの付属品 など		

